

建築基準法の防火・避難規定

建築物の防災講習会

2024年（令和6年）9月4日

福山市建設局建築部

建築指導課

目次

1. 建築基準法における防火避難関係規定

- (1) 安全な避難経路を確保するための規定
- (2) 火災の延焼・拡大を防止するための規定

2. リフォーム工事について



1. 建築基準法における防火避難関係規定

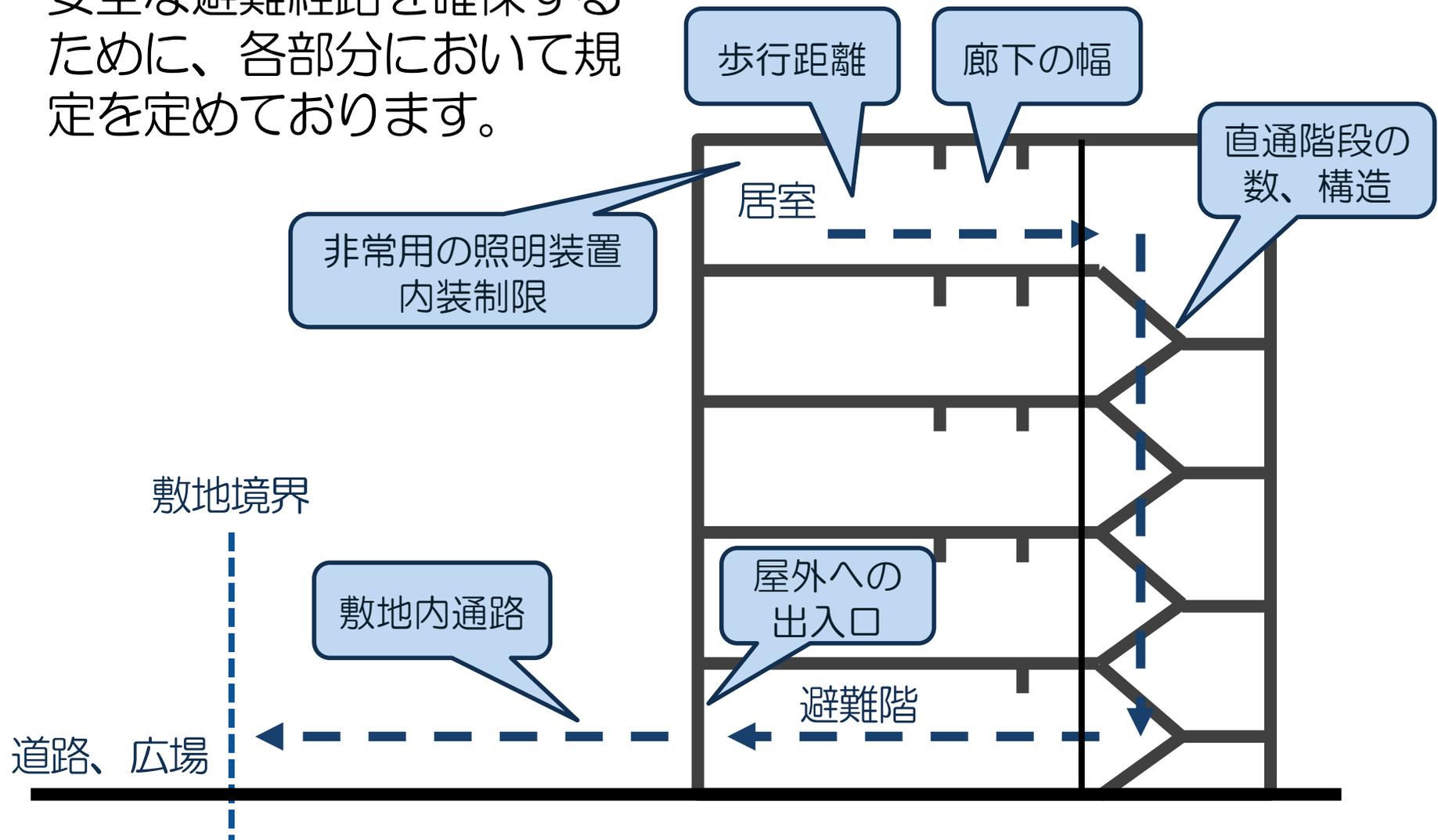
(1) 安全な避難経路を確保するための規定

- 直通階段
- 避難階段、特別避難階段
- 非常用の照明装置
- 排煙設備
- 内装制限
- 廊下の幅
- 屋外への出口
- 敷地内通路

1. 建築基準法における防火避難関係規定

(1) 安全な避難経路を確保するための規定

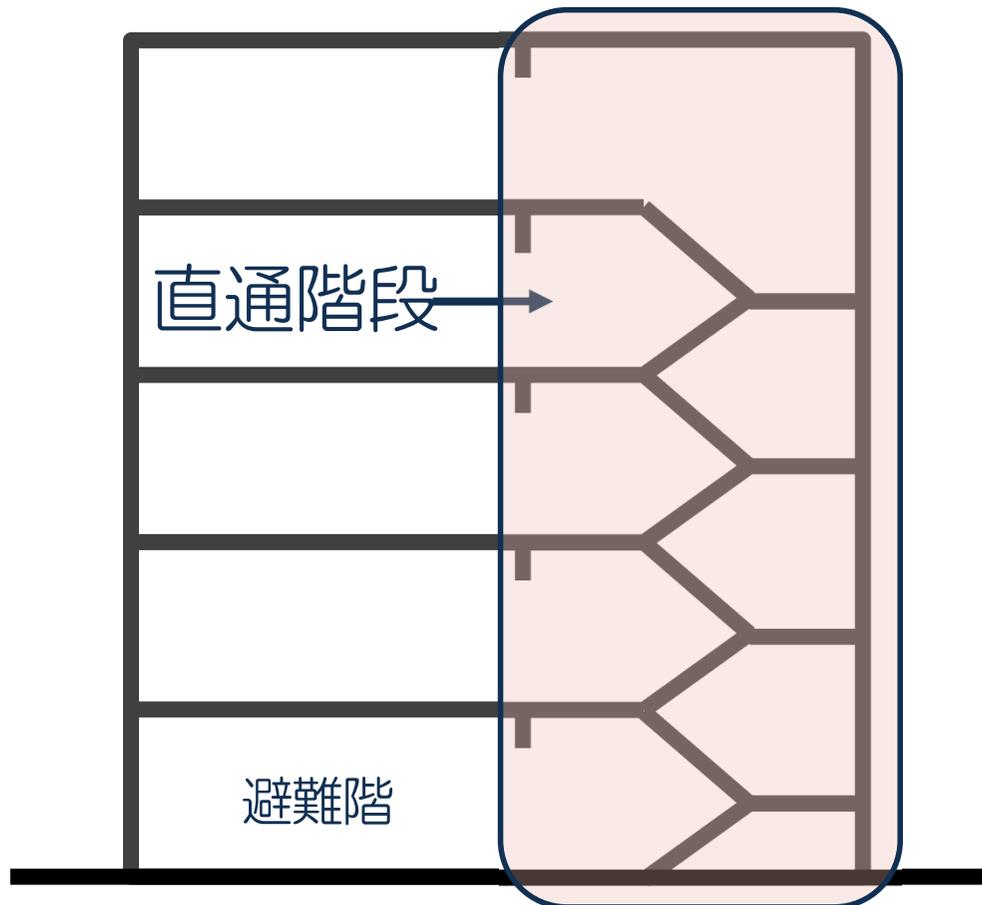
安全な避難経路を確保するために、各部分において規定を定めております。



1. 建築基準法における防火避難関係規定

【直通階段】

直通階段は、避難階又は地上まで連続して設け、安全に避難するためのものです。



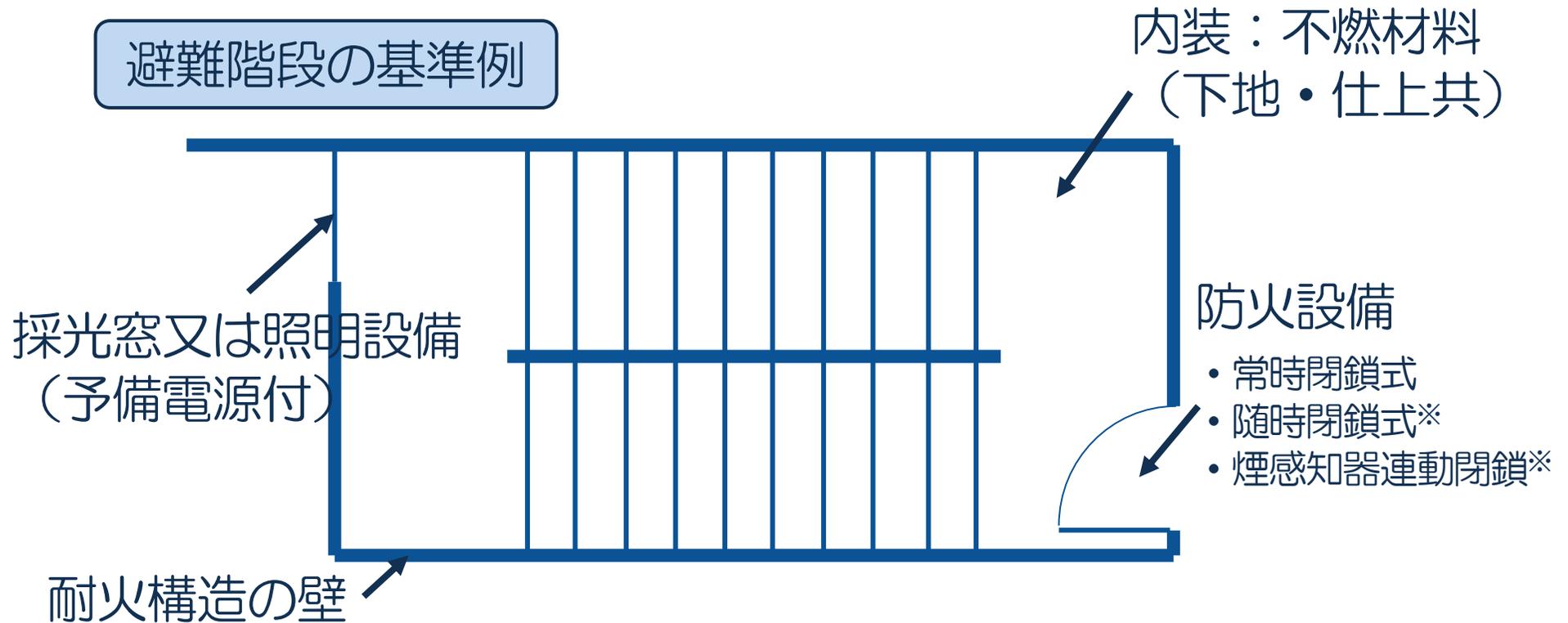
※居室の各部分から直通階段までの歩行距離についても制限があります。

1. 建築基準法における防火避難関係規定

【避難階段・特別避難階段】

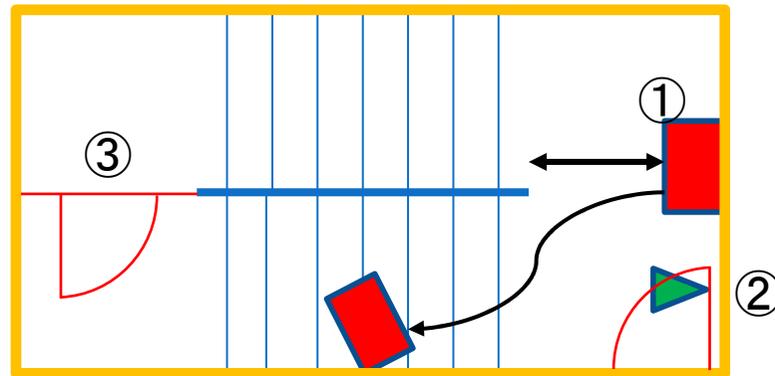
5階以上の階又は地下2階以下の階に通ずる直通階段（避難階段） 及び、15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる直通階段（特別避難階段） は、より安全に避難できるよう基準が強化されています。

避難階段の基準例



1. 建築基準法における防火避難関係規定

直通階段、避難階段の規定における事例



- ① 物品などを保管して避難上の妨げになっている
- ② ストッパーなどにより扉が常時閉鎖しないようになっている
- ③ 階段の途中に戸を設けて直通階段に該当しなくなっている

1. 建築基準法における防火避難関係規定

【非常用の照明装置】

火災時に安全に避難するとともに円滑な消火活動ができるよう、停電時にも居室、廊下等の避難経路は床面で1ルクス以上の照度を確保するよう照明装置を設置します。



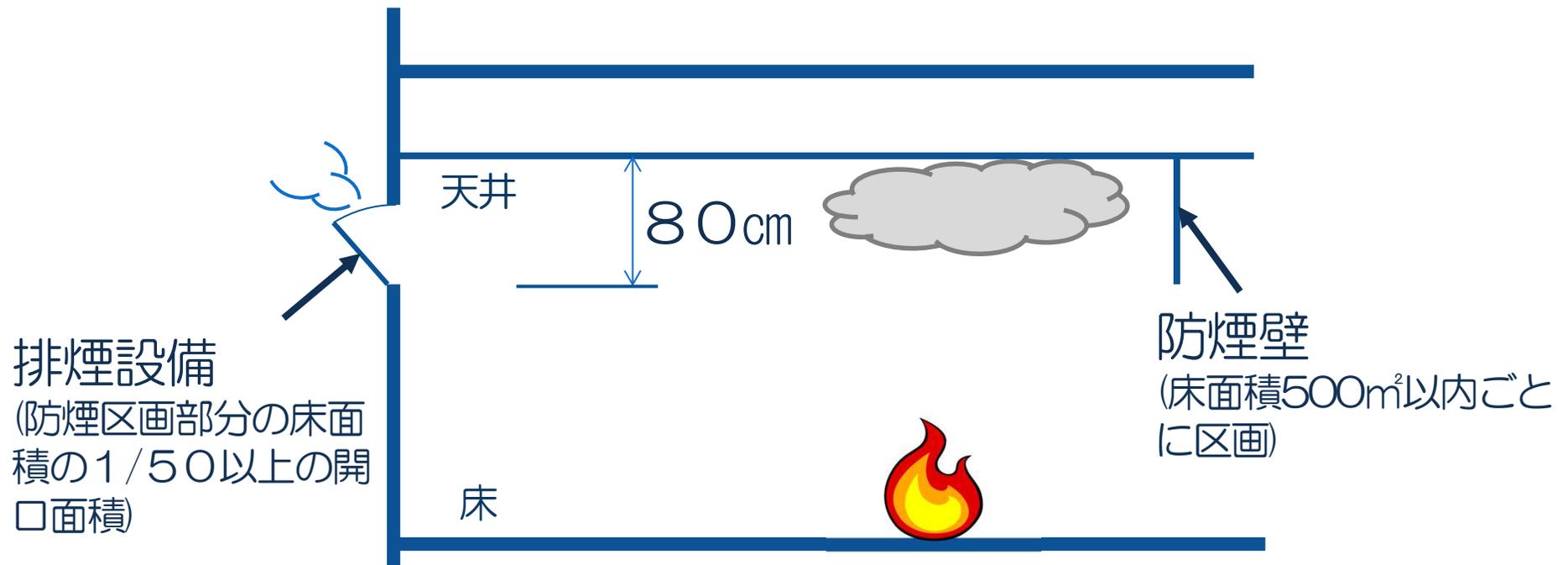
構造	停電時に予備電源で点灯する
明るさ	1lx以上 (床面で新聞紙の見出しが読める程度)
点灯時間	30分以上
その他	直接照明とする

1. 建築基準法における防火避難関係規定

【排煙設備】

火災時に、窒息による事故の防止と避難や消火活動の安全を確保するため、煙が有効に排出できる床面積の1/50以上の窓等の排煙設備を設けます。

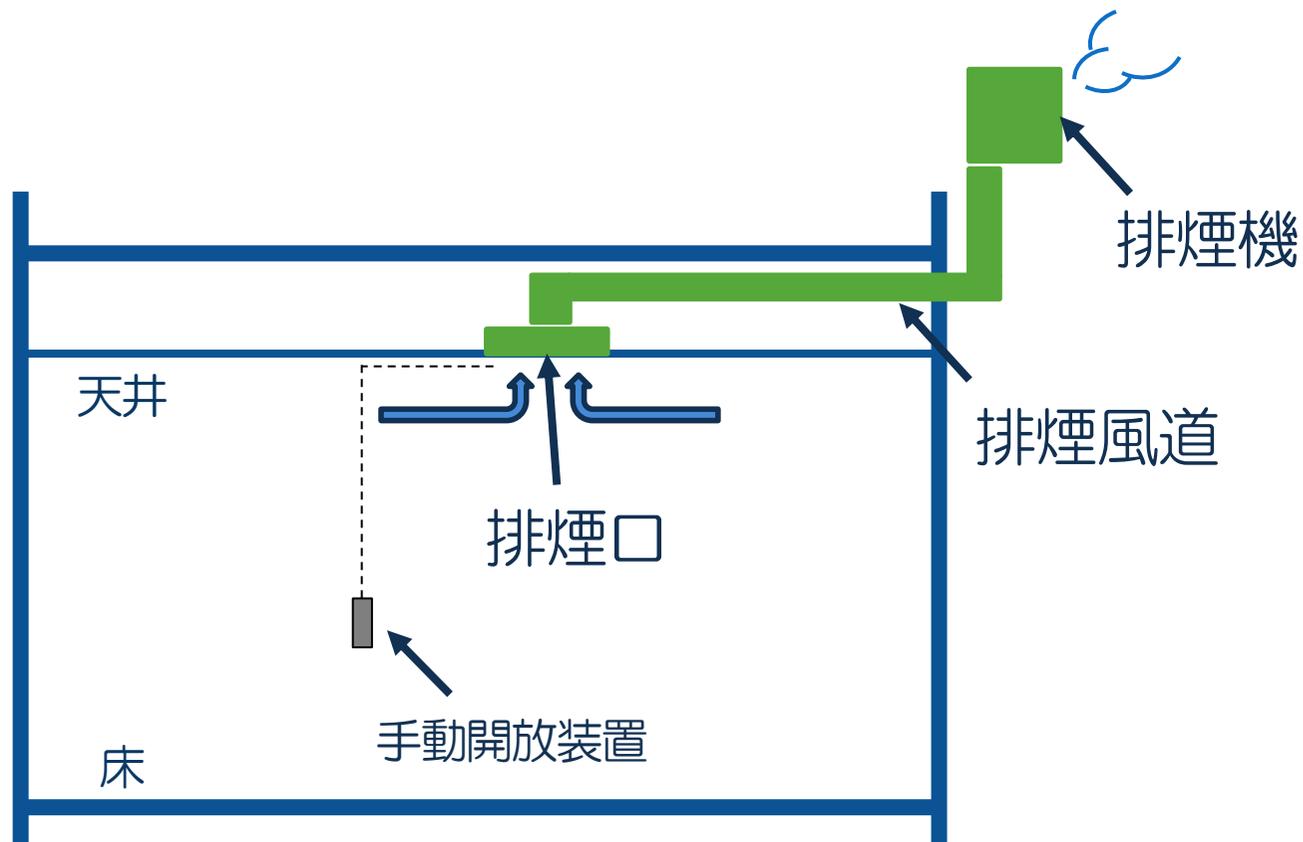
自然排煙



1. 建築基準法における防火避難関係規定

【排煙設備】

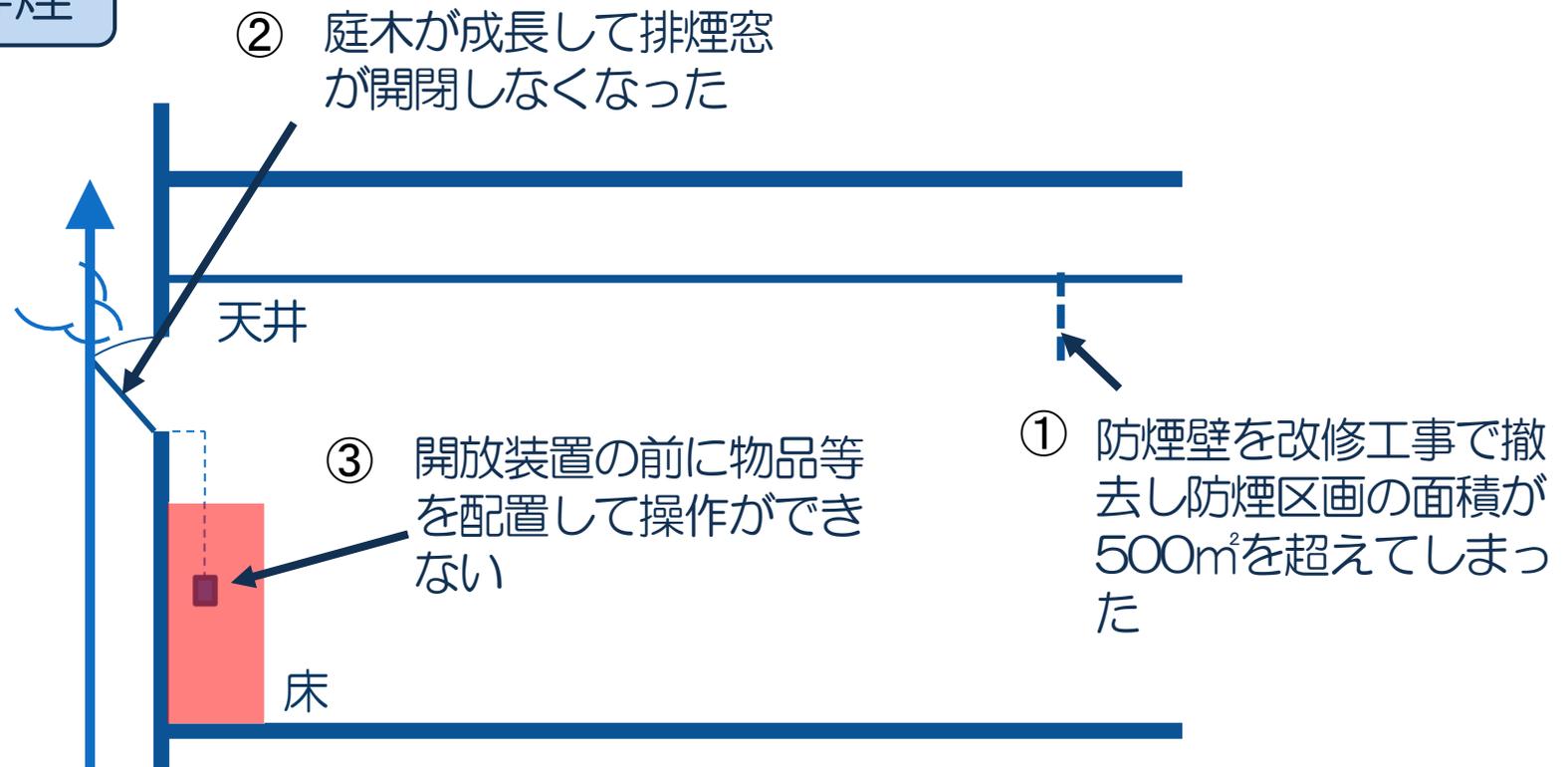
機械排煙



1. 建築基準法における防火避難関係規定

排煙設備の規定における事例

自然排煙



1. 建築基準法における防火避難関係規定

【内装制限】

天井や壁の内装に燃えやすい建材等を使用した場合、火災発生時に火災を拡大させ、避難上支障が生じるため、居室や避難経路における壁及び天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料としなければなりません。

準不燃材料

加熱開始後10分間、
燃焼等しない材料

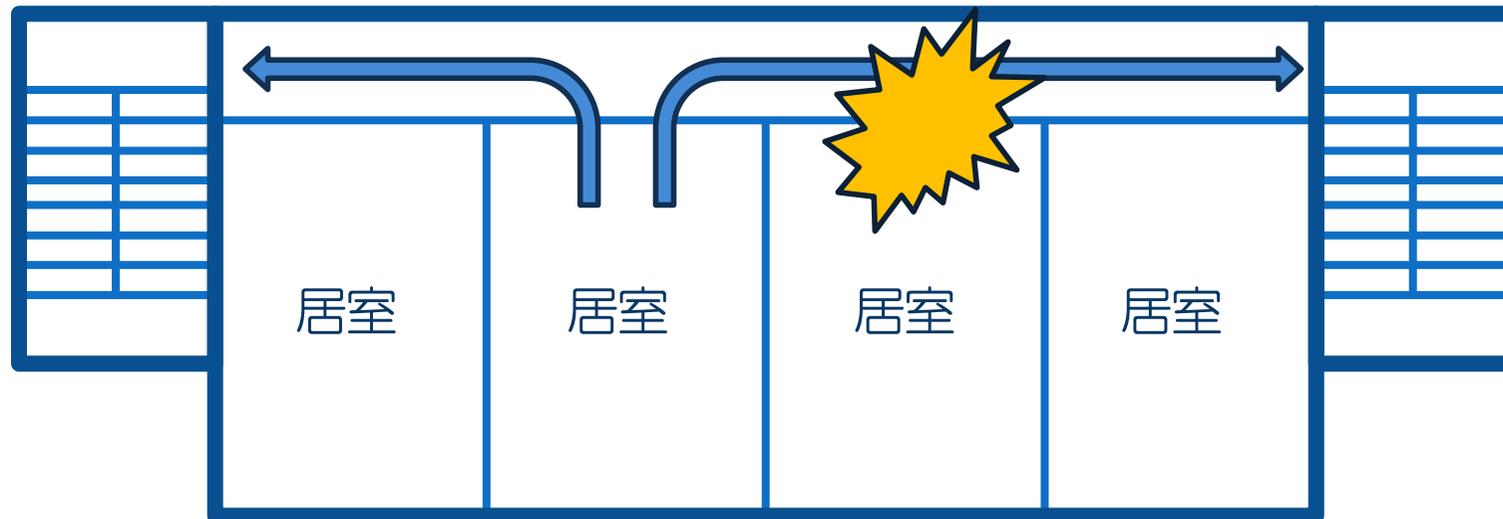
難燃材料

加熱開始後5分間、
燃焼等しない材料

1. 建築基準法における防火避難関係規定

直通階段までの廊下

廊下は、直通階段まで安全に避難するためのもので、歩行距離や廊下の有効幅や内装の制限があります。

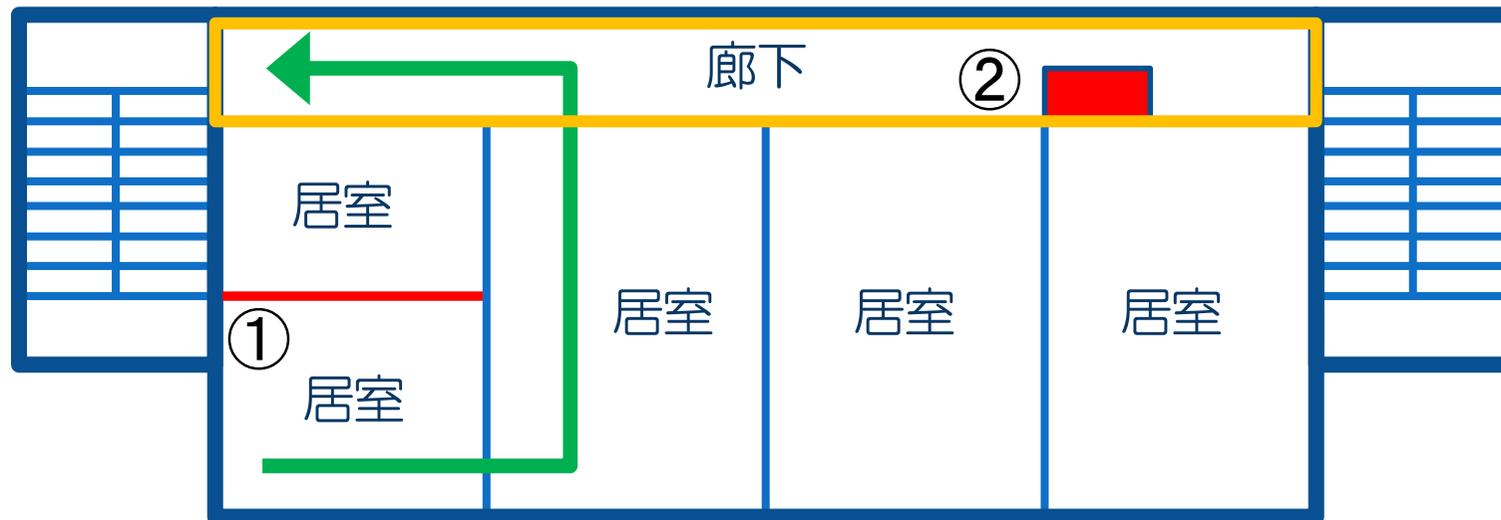


※不特定多数の人が利用する建物等は、火災発生時に建物利用者が一斉に避難すること、火災場所によっては一つの直通階段では避難できないことが想定されるため、2以上の直通階段を設ける必要があります。

1. 建築基準法における防火避難関係規定

直通階段までの廊下の規定における事例

③壁天井を改修

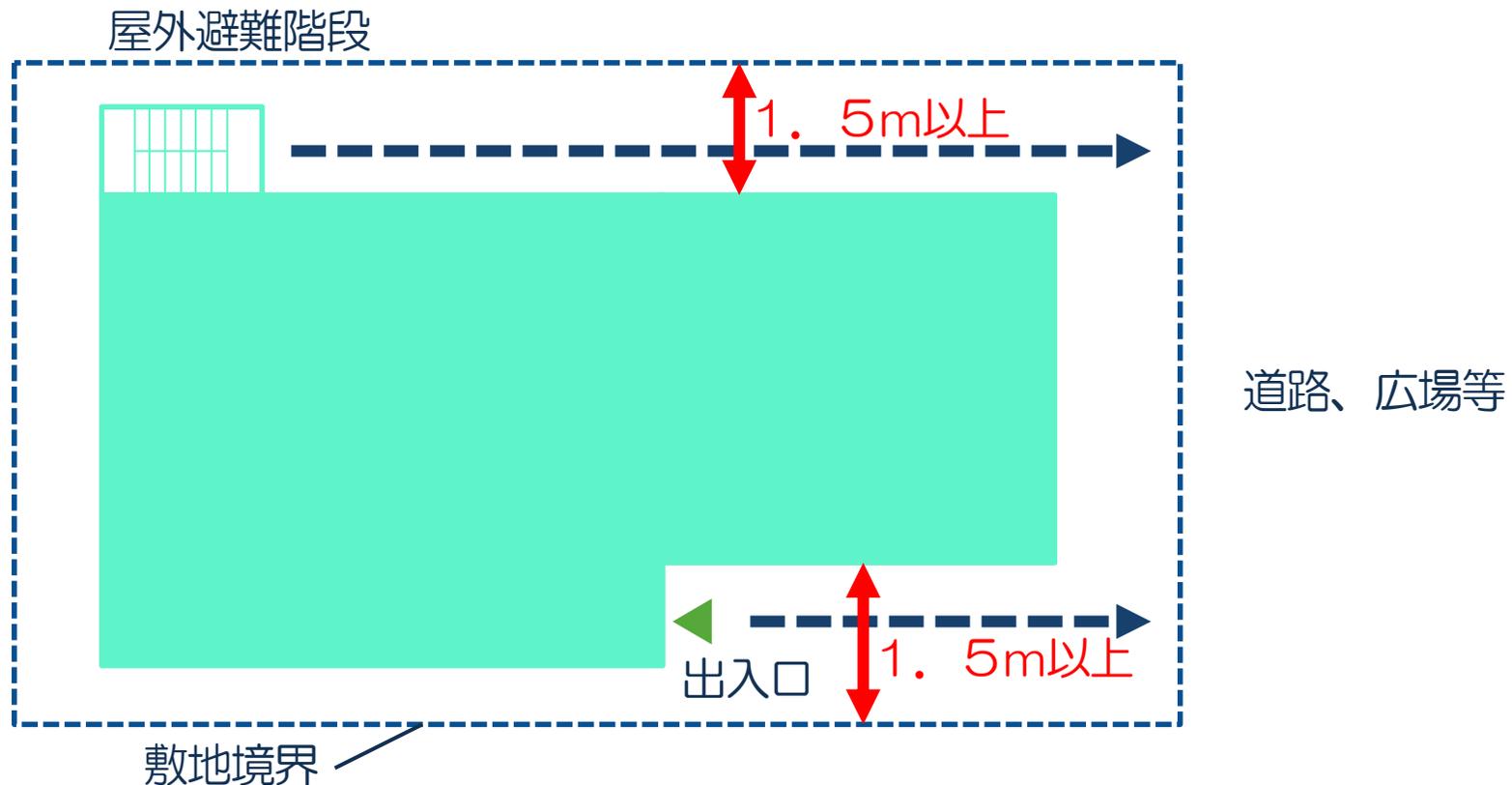


- ① 間仕切り壁の新設により歩行距離が長くなりNGとなる例
- ② 傘立てなどを廊下に置くことで廊下の有効幅が狭くなりNGとなった例
- ③ 廊下のリフォームにより内装制限に適合しなくなった例

1. 建築基準法における防火避難関係規定

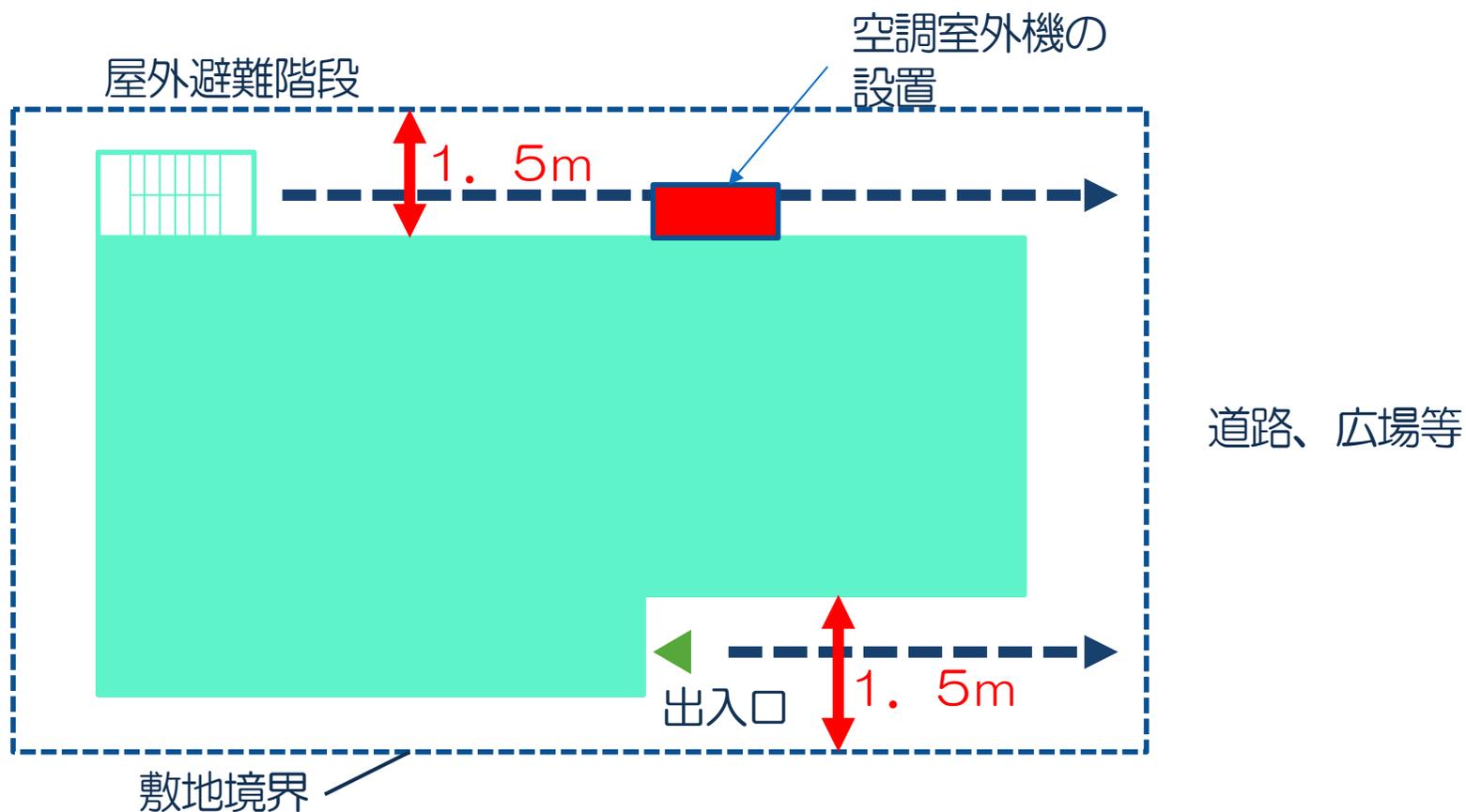
【敷地内通路】

安全な道路・広場等に迅速かつ円滑に避難できるように、これらに通ずる幅員1.5m以上の通路を設けなければなりません。



1. 建築基準法における防火避難関係規定

敷地内通路の規定における事例



(2) 火災の延焼・拡大を防止するための規定

- 主要構造部の防火上の構造制限
- 防火区画
 - ① 面積区画
 - ② 竪穴区画
 - ③ 異種用途区画
- 防火上主要な間仕切壁

【主要構造部の防火上の構造制限】

火災が発生した場合に、建物の倒壊や延焼による被害を防止するため、建物の位置する区域（防火・準防火地域）や、用途・規模に応じて、主要構造部（柱、梁、床等）について耐火構造や準耐火構造にしなければならない等の構造制限があります。

また、一定の範囲内にある外壁の開口部には防火設備が必要です。

例)

3階以上のホテル、旅館

⇒ 耐火建築物等

2階で500m²以上の物販店舗

⇒ 準耐火建築物以上

1. 建築基準法における防火避難関係規定

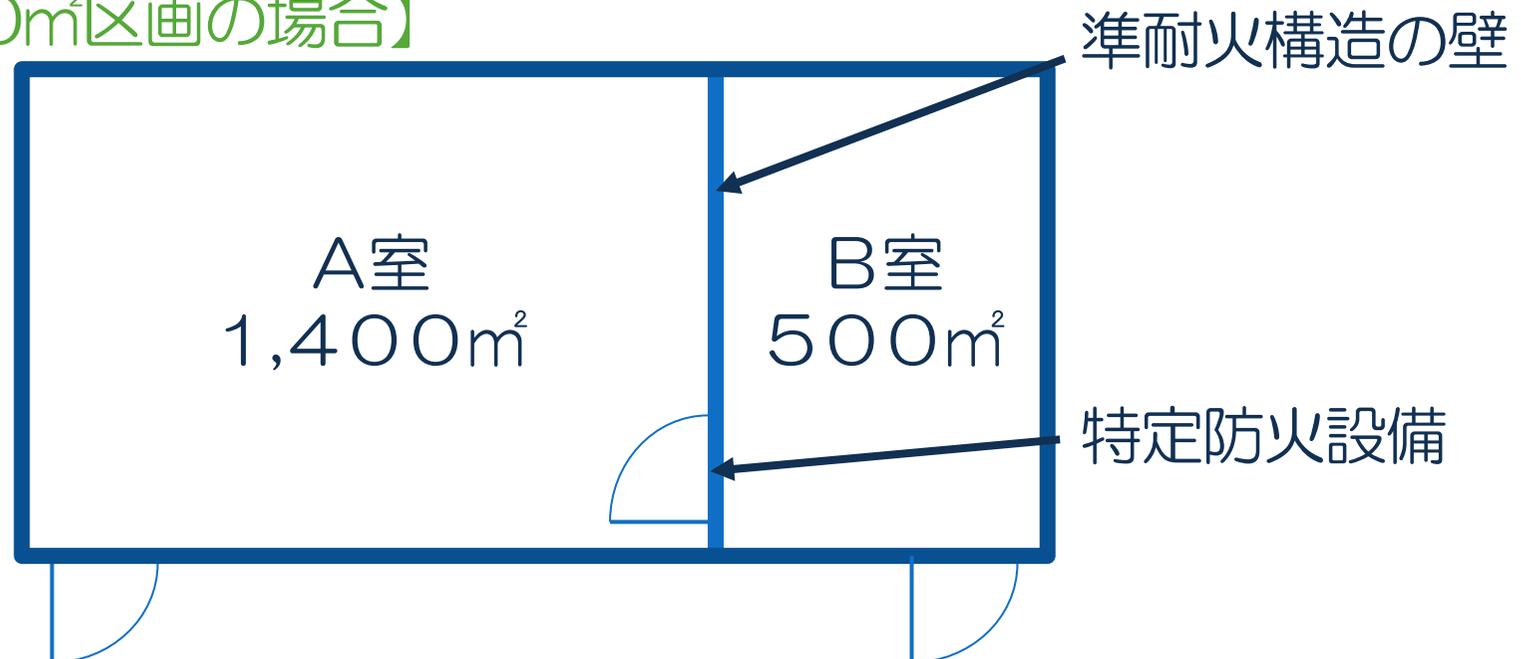
【防火区画】

①面積区画（1,500㎡、1,000㎡等）

火災を局部的なものにとどめ、火災の拡大を防止するため、一定の面積ごとに防火区画を設けるものです。

これは主に、火災が水平方向に拡大するのを防止し、火災の規模を限定することを目的としております。

【1,500㎡区画の場合】

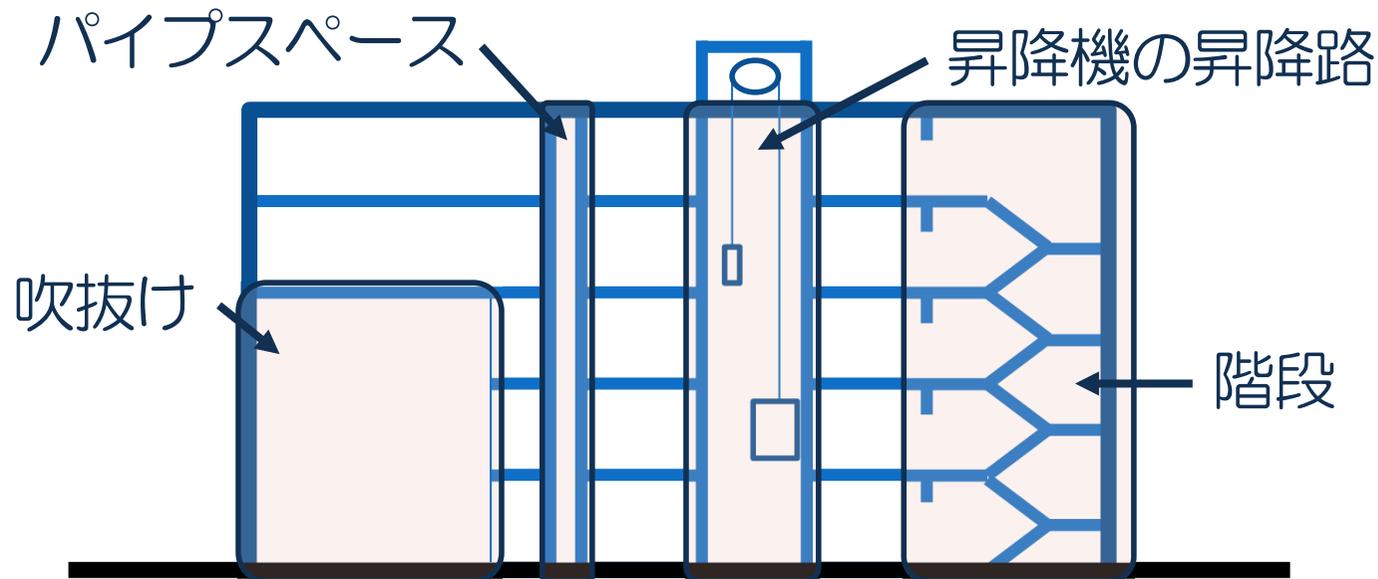


【防火区画】

② 竪穴区画

火災による被害を最小限に食い止めるため、階段室、吹抜空間、エレベーター昇降路、パイプスペース（P S）等の部分に防火区画を設けるものです。

これは主に、火災が垂直方向に拡大するのを防止し、上階への煙などの流動を防止することを目的としております。



1. 建築基準法における防火避難関係規定

【防火区画】

③異種用途区画

利用者・使用形態・管理体制などが異なる部分が同一建物にある場合、火災の拡大状況や煙の伝わり方、適切な避難方法等が異なるため、不特定多数の人が利用する用途や、火災荷重の大きな用途等については、それ以外の部分と防火区画をしなければなりません。



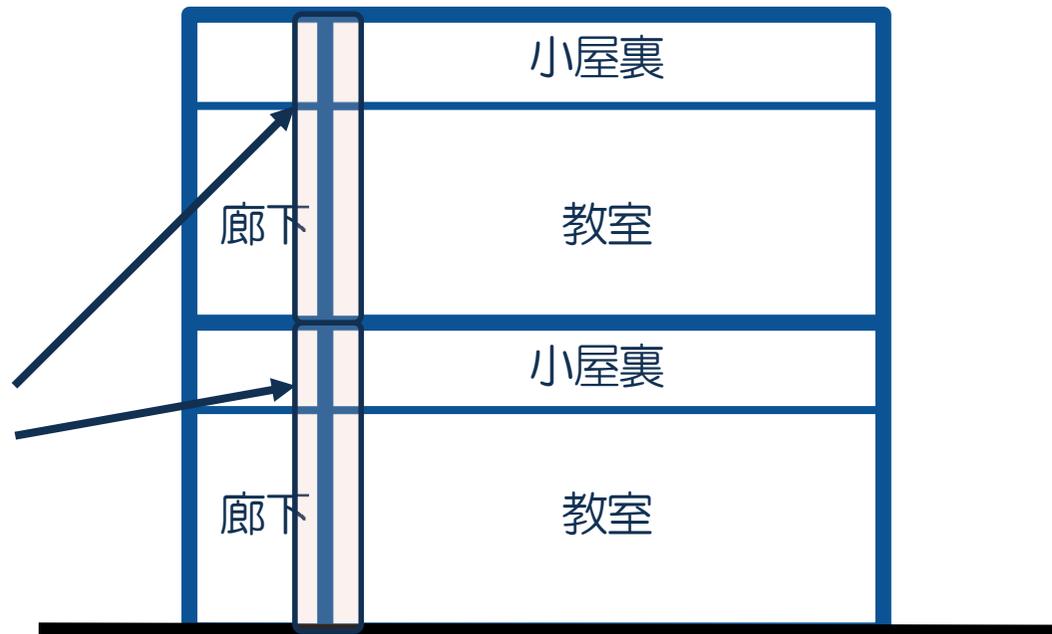
1. 建築基準法における防火避難関係規定

【防火上主要な間仕切壁】

学校、病院、ホテル、寄宿舍、マーケットなどは、火災が拡大する前に安全に避難できるように、防火上主要な間仕切壁を耐火構造、又は準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏まで達するようにしなければなりません。

【学校の場合】（教室と廊下を区画する間仕切壁）

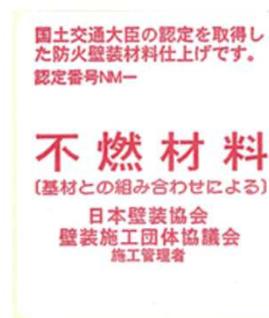
- 防火上主要な間仕切壁
- 耐火構造又は準耐火構造
 - 小屋裏まで達するように設ける



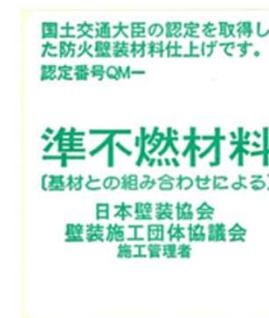
2. リフォーム工事について

壁や天井の仕上げ

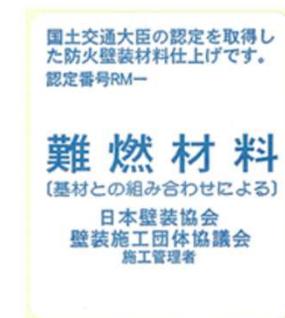
壁や天井の仕上げを替える際には内装制限に注意が必要です。



不燃ラベル



準不燃ラベル



難燃ラベル

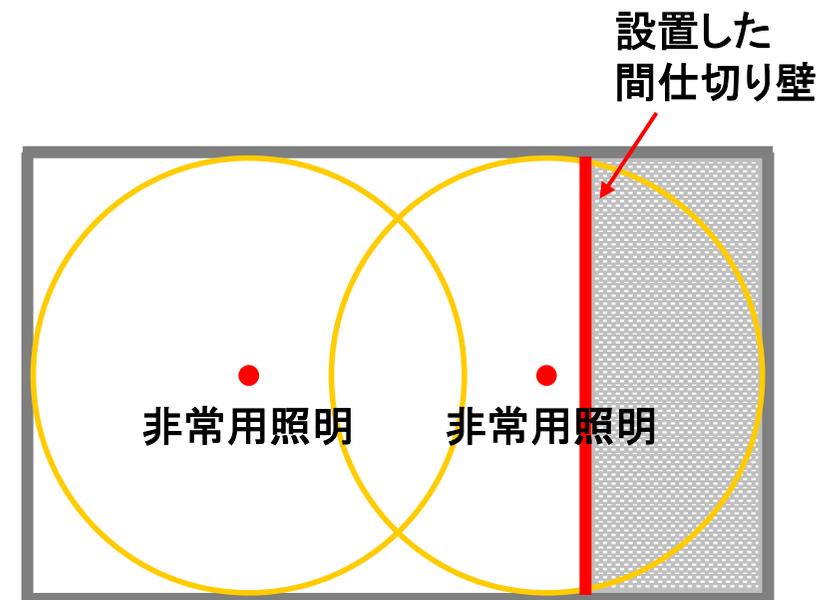
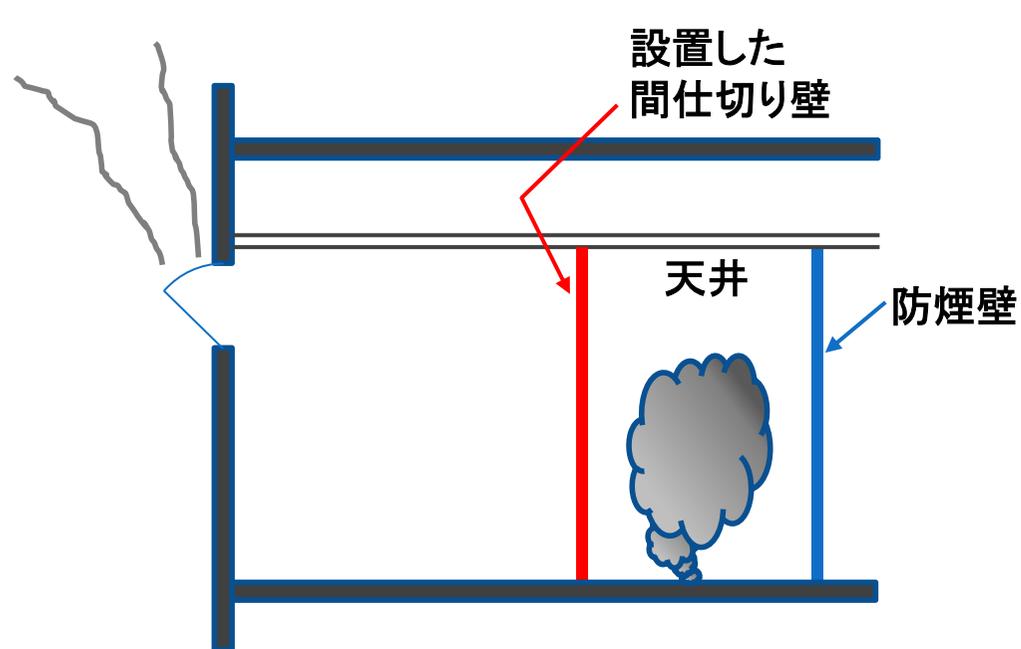
間仕切り壁

間仕切り壁を設ける際には排煙設備や非常用照明の位置に注意が必要です。



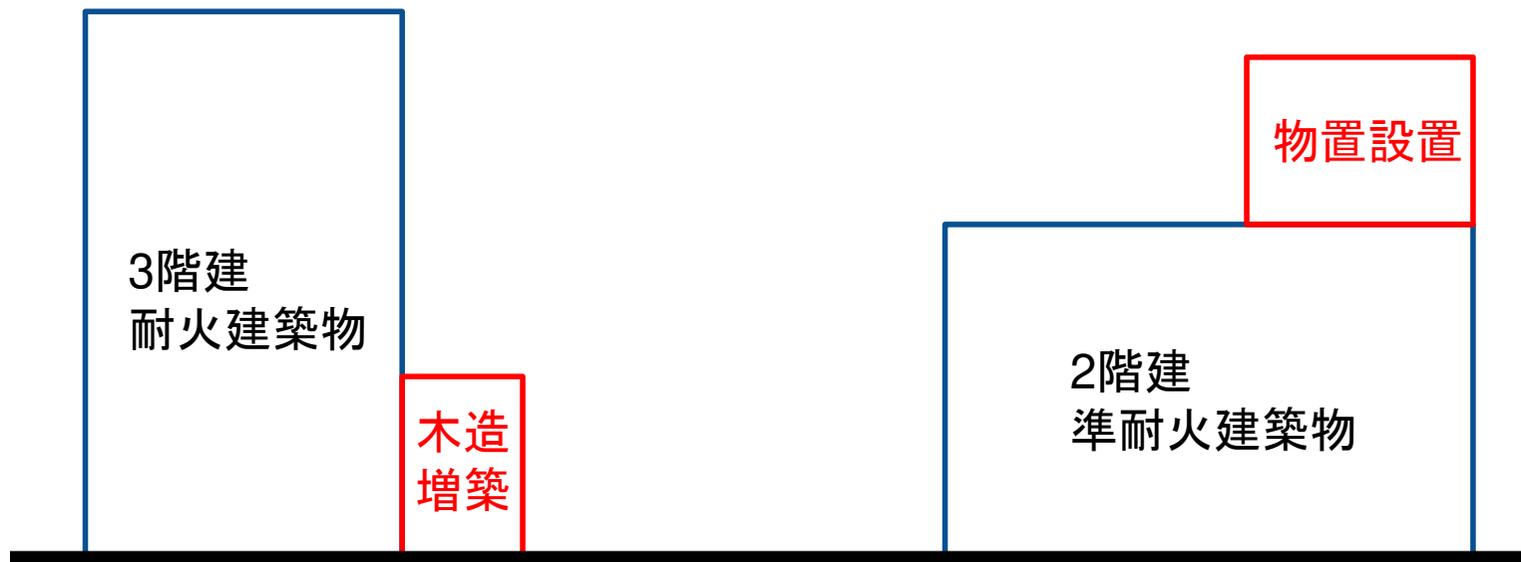
間仕切り壁

間仕切り壁を設ける際には排煙設備や非常用照明の位置に注意が必要です。



構造制限

計画段階で建築士等に相談し、法令に適合した計画にしましょう。



～さいごに～

建物利用者の命を守るための責務を果たさなければならぬ。

【建物所有者・管理者の責務】

- ①建物を常時適法な状態に維持保全
- ②定期調査・検査し、行政に報告
- ③結果、是正が必要な場合は、計画的に改善
- ④リフォームの際は建築士等に相談



ご清聴ありがとうございました。